

注意事項（物品購入等）

【申請の受付期間について】

- ・要領等に記載している期間中のみの受付となります。郵送での申請の場合は、令和8年2月20日（金）までの消印有効とします。

また、提出された書類に不備があった場合に、再度書類の提出を求めることがありますので、期間に余裕のある申請を推奨しております。

【申請書類の押印について】

- ・「実印」と記載しているところは実印にて押印してください。「印」と記載しているところは実印又は使用印（使用印鑑届（様式第3号）にて届出する印鑑）を押印してください。

【申請書「2.希望する営業品目」の記載について】

- ・「大分類名」、「コード番号」、「小分類名」は、別表「登録希望品目」から選び記載してください。「具体的な内容」は、取り扱いのある品目や業務を記載してください。もしも内容が多く様式のレイアウトに書ききれない場合は、欄枠の大きさの変更や、ページ数を増やす等で対応してください。
- ・大分類「役務の提供」の小分類「リース・レンタル」の登録を希望される場合は、①～⑨の番号を使用して『リース①④⑥⑧、レンタル②③⑦』等のようにリースかレンタルかを区別できるように記載してください。
- ・「役務の提供（その他）」又は「その他（その他）」で登録を希望される場合に、他の登録品目又は建物管理等業務に該当する業務の中で、例示されているような内容を記載しないよう注意してください。

（例）「役務の提供（電算業務）」ソフト開発…○

「役務の提供（その他）」ソフト開発……×

【身元(身分)証明書について】（個人のみ）

- ・身元(身分)証明書とは、個人が法律上の行為能力を備えている事（「禁治産又は準禁治産の宣告の通知」、「後見の登記の通知」、「破産の通知」を受けていないこと）を証明するもので、本籍地のある市区町村で取得できます。

（※運転免許証等の本人確認書類の提出を求めるものではありません。）

【納税証明書について】

- ・（法人の場合）委任先を登録する場合は、本店と委任先の両方の納税証明書を提出してください。
- ・本市では道府県税にかかる納税証明書の提出を求めておりません。

東京都に所在地がある法人については、「法人都民税」として他道府県でいう市町村民税部分と道府県民税部分が合わさった証明書が出ますのでそちらをご提出ください。

- ・「大和高田市税」は、大和高田市外に住所地（所在地）がある者で、本市に課税されている場合は提出してください。課税が無い場合は提出の必要がありませんので、受領書の不添付等に斜線を引いてください。
- ・発行される納税証明書のタイトル及び内容は、団体により異なる場合がありますので、納付すべき金額や納付済の金額が記されている様式でも、「市税について滞納はありません。」等が記載されている様式でも、滞納がないことが分かる納税先の公的機関から発行される証明書であるならば、差し支えありません。